



## ISO等認証取得等事業のご案内

### 1 補助対象者

市内に事業所を有し、製造業または情報通信業（ソフトウェア開発業等）を営む中小企業者

### 2 補助対象となる認証及び規格等

- ①国際標準化機構の定める規格（ISO）取得
- ②日本工業規格の適合性の認証（JIS）取得
- ③エコアクション21 認証・登録
- ④その他国際的な認証取得等

※上記の新たな取得及び更新に係る事業を対象とします。

※維持審査及び、それに該当するものについては対象外です。

### 3 補助金の対象となる経費

- ①管理マニュアルの作成に係る経費
- ②規程及び契約書類の作成に係る経費
- ③記録類の点検に係る経費
- ④教育訓練等の実施に係る経費
- ⑤模擬審査の実施に係る経費
- ⑥コンサルタント料
- ⑦内部監査員の養成に係る経費
- ⑧審査登録機関に支払う経費のうち次に掲げるもの（認証取得後の定期審査に係る経費を除く。）

ア 文書審査料 イ 予備審査料 ウ 本審査料

エ アからウまでに掲げるもののほか、審査に必要な経費

※申請年度中に事業を実施し、年度末（3月31日）までに経費の支払いを完了させる必要があります。

※業者等との請負契約や対象経費の支払いの前に補助申請が必要となります。

### 4 補助率・補助限度額

- ①補助率 対象経費の1/2以内
- ②補助限度額 20万円を限度

※市予算の定める範囲内での交付となります。採択は年間4件を予定しております（先着順）。

### 5 申請方法

工業振興支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の書類を添付して申込みをしてください。

- ①実施計画書 ②取得・更新する認証及び規格の内容が分かる書類の写し、
- ③見積書の写し ④会社の事業内容が分かるものの写し（会社のパンフレット等）

※工業支援事業補助金交付申請書および実施計画書の様式及び見本は下記URLより取得できます。

<https://www.city.mito.lg.jp/001437/001445/p020149.html>

※連続利用の制限があります。該当した場合は概ね2ヵ年度経過後に利用可能になります。詳しくはお問い合わせください。

### 6 申込窓口及び問合せ先

水戸市商工課 商工労政係 〒310-8610 水戸市中央 1-4-1 TEL 029-232-9185